

殿舎「藤壺」考

—— 史実と『源氏物語』の視座 ——

黒川真未

一 問題の所在

『源氏物語』には舞台として数多くの後宮殿舎が登場する。単なる空間としてはもちろん、桐壺更衣に対して用いられたように、清涼殿（帝）からの距離といった要素が他の后妃による嫉視に繋がるというような物語展開に反映させる用法もみられる。本論文では、そうした殿舎の中でも『源氏物語』の中で何度も登場する場所、そして主人公光源氏が終生慕い続ける女性の呼称でもある「藤壺」に注目した。

藤壺という場が物語に初めて登場するのは、「藤壺と聞こゆ」（桐壺四二頁）という簡潔な一文によって、藤壺宮の居所とそれによる呼称が明かされる場面である。桐壺更衣に対する目を

そばめるほどの帝の寵愛と、それに起因する他の后妃たちの嫉視と苛烈ないじめ、そして更衣の死去という一連の事件を経て、政さえままならないほどに桐壺帝の精神状態は落ち込んでいた。政治と後宮の運営が密接に結びついている以上、この事態はいちやく脱したものであった。

そうした中、三代の帝に仕えているという典侍によってもたらされた光明が、亡き桐壺更衣に瓜二つの先帝の四の宮の存在であった。母後の反対がありながらも彼女は桐壺帝後宮に入内し、その居所が藤壺に定まったと明かされる。入内に至るまでにその血統が恵まれていること、兵部卿宮をはじめとする後見たちも健在であることが語られているだけに、まるで彼女の局となった藤壺は格式高い権門の娘にふさわしい場所である

ような印象を我々読者に与えるのだが、この藤壺という場所は、すでに指摘されているように後宮において決して有力な后妃、ましてや内親王に与えられるような格式の高いところではなかった。

このことは主に藤壺に実際に住んだ后妃の例が少ない点、「殿」よりも「舎」のほうが格が低かった点から論じられてきたが、具体的な変遷や利用目的についてはあまり議論されてこなかった。一体なぜ格が低いのか、そして后妃が使うべき場所でなかったのならば、本来はどのような場所であったのかについて触れることはほとんどなかったのだ。そこで本論では、藤壺の歴史的な実像を追い、物語によって印象が確立される以前の藤壺像を明らかにすることを目的としたい。

なお『源氏物語』の引用はすべて『新編日本古典文学全集』（小学館）により、都度巻名および頁数を付した。頭注の引用もすべてこれによる。また便宜上、古記録からの引用には私に西暦を付した。

二 名称

藤壺の実態について検討するうえで、重要な要素となつてく

る名称について、まず各辞書での定義を確認しておきたい。『国史大辞典』において「平安宮内裏後宮五舎の一つ。庭に主として藤を植えていたので藤壺の名で知られる。五間四面で、東孫廂南の打橋から南に渡廊が後涼殿東側と結び、そこから西北廊で清涼殿へ至る。」、また『日本国語大辞典』では「平安宮内裏の諸舎の一つ。弘徽殿の西、後涼殿の北、凝華舎の南にあつて、中宮・女御などが居住した。庭に藤樹があつて藤壺とも呼ばれる。」と説明されている。両辞典ともに、「藤壺」ではなく「飛香舎」で項目が立てられており、「飛香舎」のほうが正式名称であるという認識が一般化しているように思われる。

この「飛香舎」の名称は『源氏物語』の中には認められないのだが、このことについては後に触れるため、まずは正式名称とされる「飛香舎」という名前の由来がどこに求められるのかを考えたい。名称そのものについては、太田静六氏が「洛陽宮からは仁寿殿以外にも貞観殿や飛香などの名前を我が国の内裏で借用している」と検証しており、⁽²⁾唐代の宮城に由来するものであると考えられている。しかしこの中で、「ただ中国における宮殿址の発掘調査ないし文献的研究が殆どなされていないため、現状ではこれらを裏書きする実証は得られていない。」と

注記がされており、考古学的な裏付けはない。

そして七殿五舎の呼称で知られている「舎」については、源順による『倭名類聚抄』の「居室類」にその字義が認められた。

屋舎（名附出）陸詞切韻云屋烏谷反舎也（和名夜）

周礼云舎音謝訓与屋同沐浴処也

禁中屋也：

『倭名類聚抄』⁽³⁾

これに対して「殿」の項目には、「唐令云殿電反（和名止乃）宮殿名」という説明が付されている。これらの項目はどちらもこの説明に続いてそれぞれ後宮の五舎、七殿や春興殿、校書殿の読みが列記されており、「禁中」という表記からも内裏の殿舎を念頭に置いて書かれた項目であると考えてよいだろう。このふたつの項目を比較すると、「沐浴処」と「宮殿」というところに明らかな意識の差が見てとれる。この「沐浴処」という概念は周礼での考え方であるため、はたして内裏建造時の日本でもこの意味がそのまま生きていたのかは定かではないが、当時の書物、しかも辞書として用いられた『倭名類聚抄』にこうした記述がある以上、「舎」が元来「沐浴処」という意味を持つていて、「宮殿」には及ばない格の低い建物を意味する文字であったという認識は、ある程度人口に膾炙していたと考え

られる。実際に「沐浴処」として使われていたわけではない。せよ、「舎」の文字が付随する以上、五舎は格下の建物として建造されたのであろう。この意識については、『河海抄』桐壺巻に「舎ハ殿ノ次也 庶人の家にも寝殿雑舎といふかことし」⁽⁴⁾とあることから一般に認められていたことであったようだ。

これに対して別称である「藤壺」は、辞書で確認したように中庭に藤の木が植えられていることから生じたとされている（他の梨壺、梅壺なども同様）。このことにかんじて吉海直人氏は藤壺と藤原氏という「藤」の関連性を提唱しているが、寵愛を受けた藤原氏の女性によって使われた殿舎は藤壺に限らないため、このことには賛同しかねる。むしろ五舎にのみ別称が生じた理由について考える必要があるだろう。

そのことについて、ここで少し方向性を変えて、『源氏物語』内に解を求めてみたい。物語を確認すると、本文において藤壺が正式名称である「飛香舎」と表記されることは一度もない。これは同じ舎である凝華舎にも同じ指摘ができ、この場所も別称である梅壺としか呼ばれることはない。しかし、このふたつと同格であるはずの桐壺は「淑景舎」と表記されることがあり、その用例は六例を数える。

- ① 内裏には、もとの淑景舎を御曹司にて、母御息所の御方の人々まで散らずさぶらはせたまふ。(桐壺五〇頁)
- ② この大臣の御宿直所は昔の淑景舎なり。梨壺に春宮はおはしませば、近隣の御心寄せに、何ことも聞こえ通ひて、宮をも後見たてまつりたまふ。(薄標三〇〇頁)
- ③ この御方は、昔の御宿直所、淑景舎を改めしつらひて、御参り延びぬるを、宮にも心もとながらせたまへば、四月にも定めさせたまふ。(梅枝四一四頁)
- ④ 「夕方、かの対にはべる人の、淑景舎に対面せんとて出で立つ、そのついでに、近づききこえさせまほしげにもものすめるを、許して語らひたまへ。」(若菜上八七―八頁)
- ⑤ 挿頭の台は沈の華足、黄金の鳥、銀の枝にゐたる心ばへなど、淑景舎の御あづかりにて、明石の御方のせさせたまへる、ゆゑ深く心ことなり。(若菜上九四頁)
- ⑥ 大将も、淑景舎などのうとうとしく及びがたげなる御心ざまのあまりなるに、さま異なる御睦びにて、思ひかはしたまへり。(若菜下一五九頁)
- これらの中で、桐壺の場所そのものを指しているのは初の三例であり、「もとの淑景舎」、「昔の淑景舎」、「昔の御宿直所、

淑景舎」といった桐壺更衣のイメージが色濃く残る文脈の中で用いられている。残りの三例についてはすべて明石女御そのひとを指している。この桐壺に対する呼称と、先に述べた藤壺と梅壺に対する呼称の違いはいったいどこからくるのだろうか。論者はここに、先にみた格下の意識を読み取りたい。

桐壺がその登場時から位の低い更衣の居所としての設定を背負っていたのに対して、藤壺と梅壺はどちらも王統に属する女性の居所にあてられた。この設定は、今後にみていく「舎」のもつ歴史的な変遷からみればかなり不自然なものだが、桐壺が桐壺巻において格の低さが様々な点に影響を与えているという設定を持っている以上、「舎」であると強調されてしかるべきだという考えがあったとも受け取ることができるし、また、桐壺が宿直所としている(いた)という文脈のなかに「淑景舎」が語られるのがこのうちの三例を占めていることから、少なからず天皇の後妃としてもちいられる他の殿舎とは違う場であるという意識が根底にあったことも読み取れる。

特に④の用例にかんしては、「桐壺に住む明石の女御のこと。「かの対にはべる人」「淑景舎」という表現は、皇女で正室の女三の宮に対して、紫の上が対の屋住まいの側室の女ということ

を強調した言い方。紫の上に対して敬語も省かれている」という『新編日本古典文学全集』の頭注にある指摘を考えれば、桐壺は桐壺巻で担っていたその役割からして、格下であるべき場所という認識があったと考えられる（桐壺に最初は住んだ明石姫君も東宮御所とのかわり考えられ、今上即位後は殿舎を移ったものと考えられる）。つまり、藤壺、梅壺、（梨壺）には「舎」を用いず、桐壺には「淑景舎」の表記も織り交ぜて書くことで、三舎と桐壺はもともと同じ程度の格であったはずが、「舎」を共有しないことよって歴然たる差があるように見せかける意図があったとすることができるのである。

これは『源氏物語』に限ったものであり、その理由にはやはり藤壺と梅壺に住んだ女性たちと更衣を、まったく別階級のものとして読者に認識させる意図があったと考えられるが、このことについては問題提起にとどめ、別稿に譲りたい。けれどもこの指摘があたっているとすれば、『源氏物語』が流布していた時代にも「舎」の格下の意識が生きていたことの証左となりうるだろうし、先に述べた五舎にのみ別称が生まれた理由のひとつになるかもしれない。

三 藤壺の造宮と構造

藤壺の造宮年については明らかにってはいないのだが、手掛かりとなるのが『続日本後紀』の承和九（八四二）年条、菅公薨伝にみえる以下の文章である。「天下儀式。男女衣服。皆依唐法。五位已上位記。改從漢様。諸宮殿院堂門閣。皆著新楽。」とあり、宮中の儀式や官人の衣服、建物の名をすべて唐風にする勅が出されていることがわかる。この勅そのものは弘仁九（八一八）年に出されたもののだが、散逸して詳細までの確認はできないものの、源為憲の『口遊』宮城門十三曲の段に「今案ズルニ、飛香・凝華ノ二舎ハ弘仁九年ノ勅文ニ載セス、爰ニ知ル、後代ニ造ル所ナリト、其ノ年末詳」と注記されていることから、もともとあった建物の名を飛香舎に改めたわけではなく、藤壺はこの勅が出された後に建造されたものであるらしい。確認した先行研究においても先述した勅文の例を引き、弘仁九年以後であろうという推察がされているのみである。そこで藤壺の初出について確認すると、次の記事がみられた。

陽成天皇元慶二年八月廿五日戊子 九歳

是日。皇弟貞保親王於飛香舎。始誦蒙求。從四位下行式部

大輔兼美濃権守橘朝臣広相侍読。

…『日本紀略』⁽⁶⁾

廿五日第四皇子（貞保）於飛香舍從吏部橘侍郎広相始受

蒙求便引

…『日本三代実録』⁽⁷⁾

これは元慶二（八七八）年、貞保親王の読書始めかと思われる記事である。貞保親王は清和天皇の皇子で、母は二条后として知られる藤原高子。史料によつて揺れがあるが、第四皇子か

第五皇子と考えられ、同母兄に陽成天皇がいる。この記事は、その貞保親王が九歳の折に当時教科書として用いられていた

「蒙求」を藤壺で読んだことを記録したものである。彼の読書始めに藤壺が用いられた理由に关しては、母后との同殿の可能性が考えられるけれども、高子が賜った殿舎は常寧殿であつて藤壺とのかかわりが見つけられないためこの解釈はあたらず、

藤壺を使用した根拠は見つけられない。だが、まだ「藤壺」の呼称は見られないものの「飛香舍」として元慶二年の時点で物理的に藤壺が存在していたのは確かなことである。

ちなみに「藤壺」としてこの場が史料に登場するのは天曆六年（九五三）年にまで下る。

天曆六年四月廿九日小一條記云、東宮駕輦車參藤壺

…『西宮記』⁽⁹⁾

後述する藤花宴が行われていることから、延喜年間にはすでに中庭に藤の花が植わっていたと考えられるけれども、同時期に書かれた資料に「藤壺」の呼称は見られないことから、この建物の一般的な呼称が「飛香舍」から「藤壺」へと変化したのはこの天曆年間周辺のことだと考えられる。

藤壺が造営された年代について確認したところで、藤壺の構造についても確認しておきたい。村山修一氏によると、七殿五舎の建造物としての構造は「七殿は何れもその規模七間四面、五舎は五間四面の建築で、昭陽・淑景二舎には各別に五間二面の北舎が附属しているが、各建築の内部はそれぞれの歴史的事情によつて異つた間取り」であつたという。その中でも藤壺は、氏のいうところによると、

南庭には遣水をいれ、その間、藤・菊・紅葉・女郎花が植わつて昭陽舍南庭におとらず美しかった。屋舎は五舎（本屋）のうち最大で身舎及び塗籠を中心に四周に廂をめぐらし、東・北・西の三面には孫廂をつけ、西廂は南へ西廊をつき出し、北側の孫廂も東端に小さいながら東北廊をつき出して⁽¹⁰⁾。

という。ほかの四舎に比べて造りとしては大きく、庭も美麗な

ものであったらしい。けれどもやはり七殿に比べると規模は小さく、この点からも「舎」に対してあった格下の意識が感じられる。また内裏図を確認しても明らかなように、七殿がある区画とは築垣で分けられており、内裏後宮内でもその格式の違いは明確にされていたようだ。

四 穩子と安子にみる藤壺と弘徽殿

次に藤壺が史料にあらわれるのは延喜二（九〇二）年、内裏で行われた藤花宴の記事であった。

延喜二年三月廿 御記云、此日、左大臣飛香舎藤花下有献

物事。執献物。（中略）後左大臣殊仰右大将令献題目。飛

香舎藤花和歌。 …… 『延喜御記』^[1]

延喜二年三月廿、於飛香舎御覽藤花、左大臣献物、

… 『西宮記』

ここにみられる左大臣は藤原時平、醍醐天皇の治世である。時平の同母妹である穩子がすでに女御となつて一年が経過したころの宴であり、時平政権の盤石さがうかがえる。この藤花宴は史上初めてのものであり、天曆三（九九九）年、応和元（九六一）年の藤花宴の先駆として知られているが、その目的につ

いては、穩子の入内一周年を祝うためのものという解釈が広く受け入れられている。また近年ではこの場で『古今和歌集』編纂のための合議が行われ、元來女性が私的に用いるものであった和歌が公的な立場を得た公宴であつたという解釈も生じている^[2]。藤花宴の目的そのものについては本論の趣旨から外れるため詳述は避けるが、論者としては、いち女御が入内一周年を祝う宴を後宮で行うことができただかどうかについての疑問が残り、また滝川幸司の「献物」に着目した論^[3]に首肯できる点も多いので、あくまで私的な宴に天皇が御したため、公の色が濃くなつただけであると考えたい。

この記事で注目すべきなのは、穩子及び時平主宰の宴を藤壺で催している点である。穩子の後宮における住まいは藤壺ではなく弘徽殿であり、宴の目的が何であれ、藤壺とは関係がなかつたはずである。この穩子とのかかわりを中心に史料を確認すると、穩子とその所生の皇子女による藤壺利用が何例か確認できた。

（延長四（九二六）年）二月十九日、丙午、今□□中宮東
宮遷御飛香舎 …… 『貞信公記抄』^[4]

（承平二（九三二）年）六月廿日、中宮遷給飛香舎、有御

修法、

廿七日中宮御膳供進飛香舎、親王達膳各弁備

…『貞信公記抄』

(承平三(九三三)年)四月十七日、癸亥、天皇召公卿侍
臣於飛香舎、翫藤花、命糸竹、賦詩 …『日本紀略』

これ以降には穩子所生の朱雀天皇の御在所として、内論議や臨時御読経が行われたことがみえるが、承平七(九三七)年の天皇元服に伴い使用されることはなくなり、また成明親王と藤原安子の婚儀が藤壺で執り行われたことで、藤壺は安子の居所となっていく。

そこでさらに藤壺の利用例を探るため、穩子からは一度離れ、次の藤壺の主である安子について確認していきたい。当時中納言左衛門督であった藤原師輔女である安子は、天慶三(九四〇)年、藤壺において成明親王と婚儀をあげた。このときのことは『西宮記』に、

天慶三年四月十九日、成明親王在飛香舎、納左衛門督師輔長女、未聞人臣在禁中行嫁娶礼、頗可恠者也

と記されており、内裏後宮内におけるこの婚礼が先例にないこととして半ば批判的に受け止められていたことがわかる。この

のちの成明親王立太子に伴い安子は東宮妃となるが、東宮御所に梅壺が用いられていたからか、安子は藤壺を居所とし続けた。ただ、このことから安子が藤壺を終生の居所としたと考えるのは誤りで、記録を確認すると、藤壺の他に梨壺を居所とした事実もみえてくる。

是日有大嘗会御禊、自寅時催行雜事、是依梨壺奉仕也。
(中略) 梨壺女御依候御供

…『大嘗会御禊部類記』所引『九曆逸文』

天慶九(九四六)年十月二十八日条
中使頭来云、梨壺女御可給年給宣旨下何云々

…『貞信公記抄』天曆二(九四八)年正月二七日条
暁。梨壺女御誕生女。

…『日本紀略』天曆二年四月十一日条
この時期に安子が梨壺にいたことについては、栗本賀世子氏によつて次のように論証されている。

安子は、村上天皇が綾綺殿に入ると、そこから程近い梨壺に自分も移り、そして天皇が清涼殿に遷ると、後を追うように藤壺に戻つたのではなからうか。(中略) 天皇が綾綺殿で暮らす間は便宜上居所をここに移したのである¹⁵⁾。

また梨壺に后妃が住まうこと自体についても、安子に先んじて梨壺に住んだ慶子の例をとりあげ、慶子も朱雀天皇女御であつたが天皇の綾綺殿への渡御に伴つて梨壺に移つてゐることを指摘し、この二例しか見られないことから「普段清涼殿が常御殿であるときは梨壺がキサキの居所となることはなかつたことが分かる」としている。この指摘の通り、梨壺は后妃によつて使われることがこの二例を除いてなく、基本的には東宮御所としての利用、また梨壺の五人によつて知られているような和歌の勅撰所としての利用が目立つた。

しかしここで安子について調べてみると、弘徽殿を居所としていた記録も残っている。

① (応和元(九六一)年) 十二月十七日、丙午、中宮、東宮遷坐内裏、中宮弘徽殿、東宮昭陽舎、或云襲芳

∴ 『日本紀略』

② (応和二(九六二年) 十月廿日、甲辰、中宮遷座職曹司、自弘徽殿遷座也

∴ 『日本紀略』

①は天徳四(九六〇)年九月の内裏焼亡に伴つて冷然院に移つたあと、新造内裏の落成を受けて東宮とともに内裏に還御したときの記事である。天皇はこれにひと月ほど先立つ十一月

廿日に内裏に還御しており、何らかの理由があつて安子らが内裏に入ることは遅れたものとみられる。ここで安子が弘徽殿に入った理由については、ひとつに先住者の死去が考えられる。

紙幅の都合上弘徽殿の具体的な史の変遷については触れないが、増田繁夫氏は後宮殿舎の格式について、「この時期には時のもつとも地位の高い女御は弘徽殿に局すべきだ、と考えられていたらしいのである」¹⁶⁾としている。氏の指摘は円融朝に対するものであり時代は多少前後するけれども、たしかに弘徽殿には穩子のような一等の后妃が住んだ先例があり、このことは共通認識としてあつたと考えられる。天皇の立太子前から内裏に入った安子は、後宮の中でも特に重んじられる女性だつたと考えられる。しかし、そうした有力な后妃であつても、先に格式の高い殿舎を占有している女性を押しつけてそこを居所とすることはかなわなかつたのではないだろうか。

当時の後宮の様相を紐解いてみると、安子より後に東宮妃となり、その即位に伴つて女御となつた女性に藤原述子がいた。父は当時右大臣であつた藤原実頼で、弟である安子の父師輔とともに天皇を輔弼しつつ、互いに娘を東宮に娶せることでライバル関係ともなつていた。入内は安子のほうが早かつたものの、

立太子後に後宮に入った述子のほうがより后妃に近い扱いを受けたのか、述子が弘徽殿を居所とすることになった。しかし述子は懐妊したものの、出産をみずに痲瘡によって天曆五（九五）年十月に亡くなる。『日本紀略』には、

十月五日、丙戌、女御藤原述子卒東三条第、年十五、依痲瘡之間産生也、号弘徽殿女御、左大臣女也。

とあり、彼女が「弘徽殿女御」として知られていたことがわかる。このことで弘徽殿は主を失ったのだが、この後すぐに安子が弘徽殿に移ったことは特に見つからない。天曆二年に承子内親王を出産したときには「梨壺女御」であった安子は、その後また天皇に伴って藤壺に戻ったとみられている。そして天曆四（九五〇）年、憲平親王を出産した安子は、大納言藤原元方女祐姫との立太子争いに勝ったことで東宮の母となり、「時のもつとも地位の高い女御」となったのである（ただこの頃に女御だったと確実にいえるのは安子の他に重明親王女徽子女王のみで、数多い女御の中で一等だったというわけではない）。

こうした事情がありつつ、天徳四（九六〇）年九月、平安朝が始まって以来初めての内裏炎上に見舞われたことで、後宮における后妃の居住空間は変容したと考えられる。安子が弘徽殿

に移ったことはすでに述べたが、その初例と考えられるのが①の記録である。ここで弘徽殿に参入したのには、内裏が新しくなったことに加えて、また先住者であった述子が亡くなってしばらく経っていることが大きな理由としてあっただろう。②の記事は出産のために職曹司に移ったものとみられるが、弘徽殿から移っていることからして、弘徽殿を主な居所に変えたのかもしれない。

この安子の例と似たことが、円融朝と一条朝にも起こっている。円融朝の中宮遵子は最初承香殿に入内したらしいのだが、天元三（九八〇）年に内裏が焼亡し、そのちに新しく創建された内裏後宮においては改めて弘徽殿を居所としている。わざわざ場所を変えなければいけないほど、もとの居所である承香殿は格が低いというわけではない。増田氏は遵子が入内当初から弘徽殿に入らなかった理由として、そのころ中宮嬪子が麗景殿から弘徽殿に移っていたからだとしており、このときの移動にも、遵子が弘徽殿に入れたのは嬪子が亡くなって弘徽殿が空いたという理由が適合されるだろう。

そしてこれらふたつの例のようにはいかなかったのが、一条朝の中宮彰子の例である。彼女に至っては入内時に内裏が焼亡

していたために一条院に入内しており、新造内裏に入ったときが初めての内裏後宮であった。しかし彼女は、これまでに見てきた通りでは格式の低い藤壺を居所としている。このときの新造内裏において後宮殿舎がどこまで復元されたのかは定かではないが、焼亡前の弘徽殿には藤原公季女義子が入っており、また内裏新造後も彼女が存命で「弘徽殿女御」として健在していたことから、彰子は空いている数少ない殿舎である藤壺を居所としたのであろう。ただ『左経記』の寛仁二（一〇一八）年間四月十一日の記事を見ると、「癸卯、（中略）未剋許、御并東宮渡御大宮御方、弘徽殿及晚各還御¹⁷」とあり、この年に太皇太后となった彰子が弘徽殿にいたことがわかる。天喜元（一〇五三）年に薨じた義子がいつまで内裏にいたのか（一条朝以後続いた内裏焼亡の影響も考えられる）は定かではないが、少なくとも一条天皇の崩御に伴って里下がりをしたことは確実だと考えると、三条天皇即位後彰子は弘徽殿を自由に使えたとみなしてよいだろう。

このように穩子・安子の例を中心に藤壺の利用状況を確認してきたが、こうして醍醐朝前後においての後宮殿舎の利用状況を見てみると、『源氏物語』に描かれるようにひとりの后妃が

ひとつの殿舎を占有して使い続けるといった現象はあまりみられなかったことがわかる。穩子に限ってその居住の状況を確認してみても、弘徽殿だけではなく藤壺、常寧殿、承香殿、宣耀殿に移御した事実¹⁸が確認できる。これらの移御も何らかの儀式や行事の際のものが多く、基本的には弘徽殿にいたのであろうが、彼女と弘徽殿のイメージが具体的に紐づけられるほどの固定化はないし、安子についても同じことが言えるだろう。このことについて吉海氏は、当時は固定した殿舎に住むという意識はなく、これは『源氏物語』が創作した幻想である¹⁹としており、またこの「幻想」には『栄花物語』の影響も多分に考えられるけれども、この問題については別稿に譲りたい。

また少し前後するが、承平元（九三二）年に御匣殿別当藤原貴子が飛香舎に移ったことが見え、天慶二年にも尚侍になった貴子が飛香舎で女饗を行った次のような記録がある。

延長四年九月廿六日（中略）是日、御匣殿別当貴子朝臣移住飛香舎云々
……『李部王記』

三月十日尚侍（貴子）、女官饗掌侍以下藏人以上在飛香

……『貞信公記抄』

この貴子は「先坊」として知られる東宮保明親王に入侍した

女性であり、親王の薨去後も内裏にとどまり御匣殿別当となつた特殊な例であつて、その経歴から特別に飛香舎を使うことができたのかもしれない。また彼女が藤壺に滞在していると考えられる期間と穩子の利用が重なっているため、どのように使われていたかも定かではなく、穩子も貴子も藤壺を占有していたわけではなさそうなのだ。けれども安子の内裏居住が始まるまでのこれらの利用例をみる限り、藤壺は后妃が住まう場所ではなく、后妃主催の何らかの行事や女官の居所として用いられることが多かったようである。

五 藤壺の意義

ここまで史料をいくつか用いて後宮殿舎、特に藤壺の歴史的な変遷を確認してきた。総合すると、藤壺は「舎」という後宮の中では格式の低い建物群に属し、字義的には「沐浴処」とされるような低い意識のもとに造営されたものであつた。造られた年も明らかではなく、突然史上に登場するもの、その用途も七殿のような后妃のためのものではなかつた。天慶三（九四〇）年になつてようやく安子が成明親王との婚儀に用いて以降后妃の居所となつたけれども、『源氏物語』の藤壺宮のように

天皇の后妃として入内した女性が藤壺を常の居所としたのは、藤原道長女彰子が新造内裏に移つたとき（渡御の記録は残っていないが、完成したのは長保二（一〇〇〇）年十月十一日のこと）が初例であるといえる。

藤壺だけでなく後宮殿舎にかんする記録は史料が少なく、史的な確実性をもつて論証できるのは以上であるが、ここで藤壺及び五舎の本来の用途についてひとつの可能性を提示したい。古来より『源氏物語』の準拠とされている醍醐朝において、位の高い后妃が使用する殿舎は主に弘徽殿や常寧殿であつた。常寧殿は嵯峨朝において「皇后の公的執務室と居室の役割をあわせもつ後宮正殿」²⁰とされており、それに起因して「后町」の異称ももつていた。そのため古くは皇后が、時代が下ると母后がここを居所としたが、造りが古式に則つたものであつたためか、穩子以後、ここを居所とする母后はいなくなつた。けれども儀式的の折には使用していたようで、穩子も五十の賀を常寧殿で行つたことが史料に残っている。同時期に天皇の常御在所も仁寿殿から清涼殿へと次第に移行し、それに伴つて権力のある后の居所も清涼殿に近い弘徽殿へと移つていったと考えられる。「殿」が持つ格式とこうした歴史的な変遷から、弘徽殿は後宮

殿舎の中でその地位を上げていったのだろう。

これに対して藤壺は、その名付けや構造という点からして明らかにこれらの「殿」より劣る場所であった。加えてその使用例を確認しても、読書始⁽²¹⁾などの通過儀礼や后妃による私的な宴に使われるような場所であり、天皇の後妃が初めから居所とすることは一条朝の彰子まで待たねばならない。

これら彰子の新造内裏還御までの藤壺の使用例から、藤壺（五舎）は「殿」に住まう后妃が用いる副次的な建物であったと考えることはできないだろうか。弘徽殿や常寧殿を后妃の居所としてとらえるならば、藤壺などの「舎」はその用途からして各后妃にかかわる儀式や私宴を行うための場所、一般貴族の邸宅でいえば寝殿に対する対の屋のような感覚で用いられていたと解釈できる。こうした副次的な場であるために、五舎は七殿を取り囲むように建てられたと考えれば、その後宮殿舎の構造という点にもひとつの説明ができるだろう。「殿」に住まう后妃の利用がない限りこれらの五舎は留守状態であるため、後宮が抱える人員が増えるにたがって、御匣殿別当のような女官の詰め所となったり、東宮や親王、内親王の居所として使用されたりするに至ったのだろう。このことは飛香舎にかぎらず、

『源氏物語』賢木巻で「参りたまふときの御局には梅壺をしたれば」（頁）という記述にもみられ、弘徽殿女御（大后）が母后として後宮で権力を握っていたといふことのほかに、「殿」を使う后妃が「舎」を個人的に使っていたといふ事実が物語にも反映されていた⁽²²⁾と考えることができる。

むすび

このように、藤壺は時代が下るにつれ「藤壺ハ代々ノ妻后ノ居所也、弘徽殿ノ世々ノ母后ノ御所也」（『玉葉』安元三（一一七七）年六月廿一日条）という理解がされるようになっていくけれども、本来は決して「代々ノ妻后」が居所とするような場所ではなかった。特に醍醐朝においては「殿」に住まう有力な后妃たちによって副次的に使われる場であったといふ論者の仮説に従えば、醍醐朝が『源氏物語』の準拠となっている以上、先帝の四の宮が入内して藤壺を賜り弘徽殿に住む女御を圧倒していくといった設定は時代に全く即しておらず、『源氏物語』が新たに創造した藤壺像であったといふことができる。

以上のようにつぶさに後宮殿舎について調べていけば、『源氏物語』に限らず、平安王朝物語に対する理解がさらに深まる

ことになるだろう。今回は藤壺に限定して調査を進めたが、今後はさらに視野を広げ、七殿五舎の実像に迫ってみたい。

〔注〕

- (1) 藤壺の格については以下の先行研究がある。
- ・増田繁夫「弘徽殿と藤壺——源氏物語の後宮——」(『国語と国文学』一九八四年十一月)
 - ・同氏「源氏物語の後宮——桐壺・藤壺・弘徽殿」(『国文学解釈と鑑賞』一九九八年十月)
 - ・吉海直人「藤壺入内をめぐる」(『源氏物語の新考察——人物と表現の虚実——』二〇〇三年十月 桜楓社)
 - ・栗本賀世子「藤壺の系譜——『宇津保物語』あて宮を始発として——」(『中古文学』二〇〇五年十二月)
- (2) 太田静六『寝殿造の研究』(一九八七年二月 吉川弘文館)
- (3) 国立国会図書館デジタルデータベース
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndjp/pid/2606770?ocOpened=1>
 閲覧:二〇二二年一月十日
- (4) 『紫明抄・河海抄』(一九八八年六月 角川書店)
- (5) 国立国会図書館デジタルデータベース
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndjp/pid/2540624> 閲覧:二〇二二年二月十日
- (6) 『国史大系 日本紀略前篇』(二〇〇〇年四月 吉川弘文館)
- (7) 『国史大系 日本三代実録前篇』(一九七三年六月 吉川弘文館)
- (8) 藤河家利昭「南宮式部卿貞保親王について」(『広島女学院大学日本文学』一九九一年七月)
- (9) 『西宮記』(土田直鎮・所功校注 一九九三年六月 神道大系編集会)
- (10) 村山修一「後宮の殿舎とその構造」(『国文学』八 一九六三年五月 学燈社)
- (11) 注(4)「宿木巻」所引
- (12) 先行研究には主に以下のものがある。
- ・山口博「古今集の形成」(『王朝歌壇の研究 宇多醍醐朱雀朝篇』一九七三年一月 桜楓社)
 - ・村瀬敏夫「古今集の撰進」(『紀貫之伝の研究』一九八一年十一月 桜楓社)
 - ・田中喜美春「古今和歌集の形成」(『王朝文学史』一九八四年 東京大学出版会)
 - ・木村茂光「藤原氏と文人貴族」(『国風文化』の時代』一九九七年二月 青木書店)
 - ・古藤真平「共同研究報告「延喜二年三月の飛香舎藤花宴」」(『日本研究』四六 二〇一二年)
- (13) 滝川幸司「延喜二年飛香舎藤花宴をめぐる」(『奈良大学紀

要』三十二 二〇〇四年)

氏はこの論文で、『延喜御記』と『西宮記』との比較を緻密に行い、藤花宴の目的について論じ、この宴での和歌が『古今和歌集』に載らなかった点から、和歌の公的地位の獲得の場ではなかったと結論付けている。

- (14) 東京大学史料編纂所『大日本古記録 貞信公記』(一九九五年 岩波書店)

- (15) 粟本賀世子「『宇津保物語』の東宮後宮・梨壺の問題を中心に」(『日本文学』五七 二〇〇八年)

- (16) 注(1) 増田論文

- (17) 大日本史料総合データベース

(<http://www.wap.h.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>) 閲覧:二〇二二年二月十日

- (18) 東海林亜矢子「母後の内裏居住と王権」(『お茶の水史学』四

八 二〇〇四年) に付されている「穩子及び所生子居所対照表」によれば、延長四年二月に藤壺、延長八年八月に宣耀殿、同年九月に常寧殿、天慶五年六月に承香殿に穩子がいたことがわかる。(それぞれ初見の例のみ、承平四年には五十の賀のために年に三度常寧殿に渡御している)

- (19) 注(1) 吉海論文

- (20) 注(18) 東海林論文

- (21) 寛明親王の読書始めは梅壺で行われているが、これは梅壺の東宮御所としての面からであろう。

- (22) 梅壺には東宮御所としての利用例が最も多く、そうした意味ではこれも『源氏物語』における創作であると位置づけることができる。